

砺波市ふるさと納税（寄附金）返礼品提供事業者募集要項

令和5年4月

1 目的

ふるさと納税（寄附金）制度による砺波市（以下「市」又は「本市」という。）への寄附の促進と、本市の魅力発信、地元特産品等のPR、そして販路拡大による地域経済の活性化を図るため、市外在住の寄附者に対して商品やサービス（以下「返礼品」という。）の提供を行う事業者を募集します。

2 提供事業者の要件

提供事業者は、次に掲げる要件を全て満たすこととします。

- （１）市内に本社（本店）、支社（支店）、営業所（工場、販売所を含む）がある法人・団体又は個人事業主であること。
- （２）各種法令を遵守した生産、製造、加工又はサービスの提供を行っていること。
- （３）市税等を滞納していないこと。
- （４）企業の代表者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団等の構成員等でないこと。

※ただし、上記の要件に適合しても、市が提供事業者として適当でないと認めたときは、参加できないことがあります。

3 返礼品の要件

返礼品は、次の掲げる要件を全て満たすこととします。

- （１）総務省告示第179条第5条に定める地場産品基準のいずれかを満たしていること。（別紙参照）
- （２）お礼の品の品質及び数量について、安定供給が見込めること。ただし、期間限定、数量限定として供給可能なものはこの要件を満たすものとします。
- （３）市が指定する配送業者により配送が可能な商品等であること。
- （４）返礼品に関する情報（返礼品の説明文や写真データ等）が提供可能であること。なお、返礼品提供事業者以外の第三者が著作権を持つ画像等を使用する場合には、必ず利用の許諾を受けていること。

※なお、返礼品として申込みする製品の製造者やサービス実施者以外が申請することも可能だが、その場合は事前に製造者や実施者の同意を得た上で応募すること。

4 返礼品の価格及び負担

返礼品の価格には、梱包代及び消費税を含みます。市は寄附額を返礼品の価格がその3割を超えない範囲で定めます。また配送に要する費用について市が負担します。

5 提供事業者の特典

- （１）ふるさと納税制度を通じた新たな販売経路の開拓が期待できます。
- （２）市が契約するふるさと納税ポータルサイトのホームページに返礼品の画像、商品名、事業者名などを掲載することができ、全国に向けて自社商品等がPRできます。

- (3) 返礼品発送時に限り、提供事業者の製品等のチラシやパンフレット等を同封していた
ことで、当該製品の販売促進、PRが可能です。

6 取りまとめ業者

効果的な運営、安心安全を考慮したお礼品の手配、顧客・配送等に係るデータ管理の適正
管理、クレーム対応等に万全を期す必要があるため、次の業者を取りまとめ業者として指定
しております。(別紙参照)

【取りまとめ業者】

所在地：東京都中央区京橋二丁目2番1号 京橋エドグラン13F

名 称：株式会社さとふる

TEL：03-6895-1883

7 個人情報の取扱い

提供事業者は、この事業による業務を遂行するため、個人情報の取扱いについては、個人
情報の保護に関する法律その他関係法令を遵守すること。

8 申込方法

申込みは、次の(1)から(3)までの書類を市に提出するものとします。なお、過去に
協力事業者の登録申込みを行ったことがある場合は、(1)の登録申込書の提出を省略するこ
とができます。

- (1) 砺波市ふるさと納税(寄附金)返礼品事業者登録申込書(様式第1号)
- (2) 砺波市ふるさと納税(寄附金)返礼品登録申込書(様式第2号)
- (3) その他市長が必要と認める書類

9 その他留意事項

- (1) 提供事業者は、あらかじめ申込みをした商品を変更し、又は辞退する場合は、速やか
に取りまとめ業者へ報告するものとします。
- (2) 提供事業者は、商品の品質等に関して、寄附者から苦情があった場合は、真摯に対応
し解決に努めるものとし、苦情内容については取りまとめ業者へ報告するものとしま
す。また、品質等による保証やクレーム対応については、市は一切責任を負いません。
- (3) 市は、登録された事業者が本要項2及び3に定める要件に適合しなくなつたと認める
場合は、その登録を中止することがあります。

10 問合せ及び書類の提出先

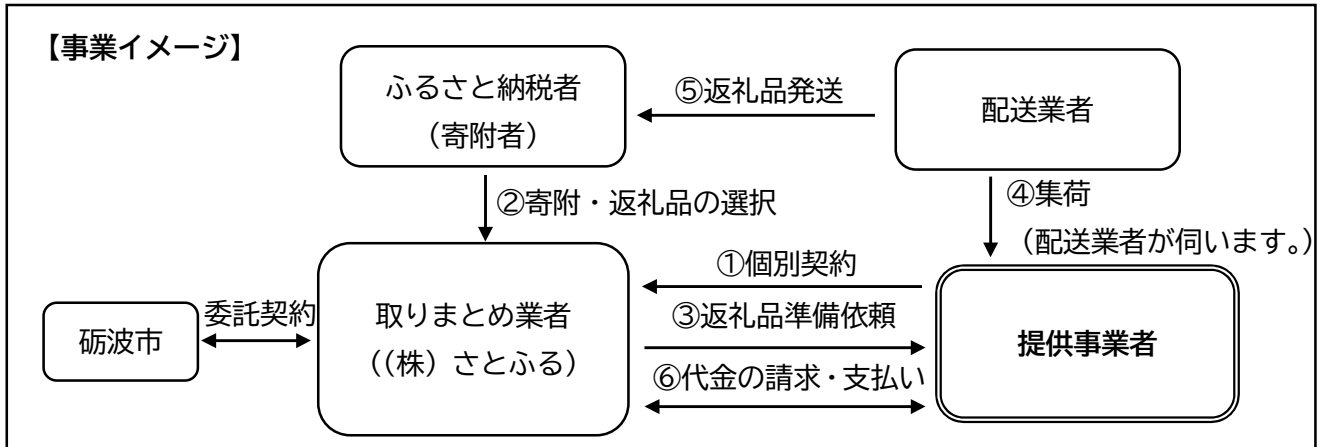
砺波市企画総務部財政課財政係

〒939-1398 砺波市栄町7番3号

TEL：0763-33-1620

Mail：zaisei@city.tonami.lg.jp

別紙



【地場産品類型】

- 1 当該地方団体の区域内において生産されたものであること。
- 2 当該地方団体の区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。
- 3 当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。
- 4 返礼品等を提供する市区町村の区域内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。
- 5 地方団体の広報の目的で生産された当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白なものであること。
- 6 前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等との間に関連性のあるものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等が主要な部分を占めるものであること。
- 7 当該地方団体の区域内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるものであること。
- 8 次のいずれかに該当する返礼品等であること。
 - イ 市区町村が近隣の他の市区町村と共同でこれらの市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするもの
 - ロ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村と連携し、当該連携する市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを当該都道府県及び当該市区町村の共通の返礼品等とするもの
 - ハ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村において地域資源として相当程度認識されているもの及び当該市区町村を認定し、当該地域資源を当該市区町村がそれぞれ返礼品等とするもの
- 9 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において、当該返礼品等を代替するものとして提供するものであること。